

千葉家庭裁判所委員会 議事概要

1 日 時 平成20年9月24日(水) 14:00~16:00

2 場 所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 穴沢 勝, 安西好子, 飯野光明, 北田幹直, 小林和明,
柴橋祐子, 陶山嘉代, 寺尾 洋, 中野康男, 岩網敏雄,
西 英敏(五十音順, 敬称略)

(説明者) 桂裕家事首席書記官, 織田三郎主任家庭裁判所調査官

4 テーマ

家事調停

5 議事

(1) 千葉家庭裁判所長あいさつ

委員会開催に当たり, 寺尾 洋千葉家庭裁判所長からあいさつが
された。

(2) 交代委員の紹介

前回委員会から本委員会までの間に交代があった委員について,
中須賀亮子事務局長から紹介された。

(3) テーマ「家事調停」について

ア 家事調停委員研修用DVD「はじめての家事調停」を視聴した。

イ 家事調停の概要について, 織田三郎主任家庭裁判所調査官から
次のとおり説明があった。

(ア) 家事調停手続とは、親族間での話し合いで解決ができない場合に、第三者である調停委員会が話し合いを手伝う手続であり、いずれの言い分が正しいかではなく、自主的に納得した上で、実情に合った解決を図る手続である。本人が出頭し、弁護士は付けても付けなくてもよい。

(イ) 調停委員とは、一般市民の良識を手続に反映させるため、社会生活上の知識・経験や専門知識が豊富な40歳から70歳未満の一般市民の中から選任し、最高裁が任命する。任期は2年であり、再任することもできる。身分は非常勤の裁判所職員である。家事調停手続では、男女1人ずつの組み合わせで、事件ごとに適任者を指定し、審判官とともに調停委員会を構成する。調停委員に対しては、旅費、日当、委員手当が支給される。

(ウ) 家事調停の手続は、まず申立人が申立てをし、その後、インタビュー、調停委員及び期日の指定を行い、第1回調停期日の呼び出しを行う。

申立書の定型様式は最高裁判所のホームページからも取得可能である。申立先は相手方の住所地を管轄する裁判所又は合意で定める裁判所である。申立てに当たっては、収入印紙1,200円と郵便切手、戸籍謄本などが必要となる。住所の秘匿を望む場合や相手方の暴力の危険がある場合には、申立ての際に申し出てもらうようにしている。

(エ) 調停期日は、平日に1回2時間程度で開かれる。調停委員が

中立の立場で双方の話を聞き，原則として，申立人と相手方を同席させずに別々に話を聞き，一方の意見を他方に伝える形で交互に進めるが，同席が必要と判断され，かつ，当事者双方が了解した場合には，同席で調停を進めることもある。その中で，調停委員が当事者に対し，アドバイスやあっせん，仲裁も行う。

調停が継続するときは，概ね1か月ほど先に次回期日を決め，再度話し合う。調停は話し合いで解決する見込みがある限り期日を重ねることができるが，平均，4～5か月で終了している。

(オ) 合意ができたときは調停成立となり，調停調書を作成して手続は終了する。調停調書は裁判所の確定判決と同じ効力を持ち，これに基づいて強制執行を行うこともできる。逆に，合意ができないときは調停不成立となり，乙類事件の場合はそのまま審判手続に移行する。また，申立人の都合や納得によっては，取下げで終了することもある。

(カ) 調停を進めるに当たっては，調停開始時に手続の説明を行って当事者の不安の解消に心がけている。また，公正・中立の立場から，双方から話を聞く時間などにも気を配り，ジェンダーにも注意している。

(キ) 話し合いを円滑に進めるため，親と子の面会交流を分かりやすく説明したDVDやパンフレットを見せることもある。

(ク) また，家庭裁判所調査官が調停期日に立ち会ったり，期日間に調査したりして調停の進行を援助することがある。家庭裁判

所調査官とは、心理学、社会学などを活用して調査を行う官職であり、事実を調査して資料の収集を行ったり、調停の円滑な導入・運営に協力したり、当事者に対する援助的、教育的働きかけを行う。子どもの関わる事件について、子どもの監護状況や意向を調査することもある。

(ケ) その他、医務室技官（医師、看護師）が調停に出席して意見を述べたり、当事者の診断や働きかけを行うこともある。

(コ) 家事調停事件の種類は様々であり、夫婦の問題のほか、親子、親族の問題などを扱う。また、一般の調停事件のほか、不成立になったときは審判事件に移行する乙類調停事件、合意だけでなく事実を確認して審判を行う23条事件がある。

(ク) 調停事件の申立件数は、平成15年をピークに、6,000前後で推移している状況である。千葉家裁における平成19年度の調停事件を種類別構成比で見ると、婚姻中の夫婦間の事件が約50%、子の監護に関する事件が約15%、婚姻費用の分担事件が約8%、遺産分割事件が約7%となっている。また、終局区分別で見ると、成立が約50%、不成立が約16%、取下げが約28%となっている。

(ク) 千葉家裁では、調停でのよりよい解決を目指し、評議の充実、調停委員会以外の職員との連携、妥当な解決案の提案、法律的な評価に基づく調停の実施、調停委員の研修の充実等の取組を行っている。

ウ 協議（ 委員長， 委員， 説明者）

委員長

千葉家裁管内では年間約 6,000 件の家事調停事件が申し立てられているが，実際に，家事調停制度は国民に周知されているのか，さらに国民に利用してもらうための方策はあるか，また，家事調停制度は国民に利用しやすいものとなっているのか，具体的な調停の進め方として，申立人と相手方が同席する方法，別席とする方法のいずれが利用しやすいのか，当事者に対する調停委員の接し方等，御意見をお伺いしたい。

委員

調停委員はどのように選任されているのか。裁判員と同じように選任されるのか。また，調停委員の法的な根拠は何か。弁護士を付けなくてもよいということであったが，弁護士を付けられない者には国選で弁護士を付けることができるのか。

委員長

裁判員は，事件ごとに裁判員候補者の中から選任することになるが，調停委員は，あらかじめ選任されている者の中から，事件を担当する者を指定することになる。千葉家裁本庁では約 100 人の調停委員がいるが，毎年，4 月及び 10 月に応募者の中から選考している。事件数に応じてある程度の調停委員数を確保しておき，不足があれば補充することになる。調停委員は，家事審判法によって規定されており，詳細は民事調停委員及び家事調停委

員規則で定められている。

国選で弁護士を付けるという制度はないが、実際、遺産分割などの難しい事件を除けば、本人が行っているのがほとんどであり、弁護士が付いている事件はそれほど多くない。

委員

当事者双方から丁寧に事情を聞いており、弁護士が付いていないから不利になるということはない。

委員

調停委員になりたい者は自ら応募してくるのか。

委員長

公募まで行っている訳ではないが、裁判所に応募してくる人は全員選考対象としている。履歴書を提出してもらい、経歴を確認し、第一次面接を行う。そこで選ばれた人を再度面接して選考するという方法である。

委員

100人という数で足りているのか。

委員長

不足している状況にはない。

委員

仕事を持っている人が調停委員となるのは難しいのではないか。

委員長

専門的な知識が必要となる事件もあり、現に弁護士、不動産鑑

定士，税理士，行政書士等である調停委員もいる。他の調停委員については，無職の者，現役の者など様々であるが，特に支障は生じていない。

委員

弁護士として家事調停を担当することも多いが，内容は離婚が多い。調停制度自体は知っている人が多いが，実際，調停の場でどのようなことをするのかということになると，分かっていない人が多い。そのため，一人で臨むことに対する不安があるようであるが，調停が始まってみると安心している人が多いようである。

DV事件では，私ですら怖い思いをすることもある。そのような場合には，別室で調停を行ってもらうよう配慮をお願いしているが，さらに，申立人と相手方をそれぞれ別の期日で行うよう配慮していただけるとありがたい。

調停委員の接し方については，昔と比べると良くなったと感じており，今は安心して調停に臨んでいる。調停委員も勉強していることを感じる。

委員長

裁判所では，年に3回調停委員の研究会を行っているが，それ以外にも，調停委員が自主的な研究会等を行っている。

委員

新任調停委員に対する研修会を行い，調停委員としての所作や話し方，相手を尊重する態度や基本的な法律知識などを習得して

もらっている。また、ベテランの調停委員も、自分たちで個別に勉強会を開いているほか、調停協会でも、裁判官や調査官などを講師に招き、年3回以上は研究会を実施している。さらに新しい制度ができれば、その都度、制度を周知するための勉強会を実施している。

委員長

DVは最近の大きな問題である。裁判所も万全の準備をしてきているところであるが、期日を別にすることはどうか。

委員

件数が多い訳ではないが、シビアなケースでは、別期日で調停を行っている例もある。

委員

裁判所から見ればシビアなケースでなくても、本人は非常に怖がっているケースもある。そのようなケースまで扱いを広げていただきたい。

委員

今後、考えていきたい。

委員

DVがひどいケースでは、調停の中で、警察に相談することを勧めることもあるのか。

委員

相談することを勧めている。シェルターで保護された例もある。

そのような事件では、フロアが異なる調停室で、それぞれ調停を行う場合もある。

委員

話し合いで解決しないのであれば、事件にしていくしかないと思う。警察に相談窓口もあるので、遠慮なく相談していただければと思う。

委員

自分が行ってきたカウンセリングの経験から言えば、そのような調停手続を知っていたのであれば、それを紹介すべきであったというケースもあった。一般的には法律関係の勉強はしていないのが実情である。相談者も、相手に知られないように解決したいという気持ちもある。しかし、警察や弁護士との連携もある態勢の中で守られているのであれば、その中で、さらに一步踏み込んだことも言えるし、それで解決したケースもあったと思う。橋渡しを行うためには、調停制度を理解することが重要であると感じた。

委員長

千葉家裁主催の広報行事で模擬調停を行ったが、100人くらいの方が参加し、非常に好評であった。模擬調停を見てもらうことによって、調停手続がより分かりやすくなると思う。今後もこのような行事を続けていきたい。

委員

裁判所のホームページの中では家事調停制度を紹介しているのか。

委員長

最高裁のホームページで紹介している。調停申立書などの書式もダウンロードできる。

委員

申立てから第1回の調停期日まで、どの程度の期間がかかるのか。

委員

だいたい1か月以内に第1回の期日が入る。第1回期日を早く開けるよう工夫もしている。しかし、1回だけでは終わらず、その後、平均して3～4回は期日を開くことになるので、だいたい調停終了まで4～5か月はかかるという感じである。

委員

調停事件の申立件数が増えても大丈夫なのか。

委員長

調停委員は確保できているが、調停室の数という施設的な問題もある。しかし、現在新営中の庁舎では調停室を増設する予定である。

委員

ある目的で、生活に必要な情報をどこから得ているかを調査したことがあったが、関東では、自治体の広報誌から得ているとい

う人の割合が、他の地域より多かった。市町村の広報誌で裁判所のPRができるかどうかは分からないが、そのようなものを利用すれば、市民の目に触れる確率が高いのではないか。

委員長

継続的に利用しているという訳ではないが、先に紹介した広報行事は地域の広報誌を利用して広報活動を行っている。

委員

相談窓口で直接市民の相談に乗る立場にいたこともあるが、その経験から言えば、やはり裁判所は敷居が高いように思う。協議離婚が成立するものはあっても、調停を申し立てるというようなことはあまりなかった。そもそも、離婚という大変な問題について、どこに相談すればよいのかも分からないことが多い。そのような相談を気軽にできる窓口を広げるべきであると思う。裁判所のPRについても、主婦の立場から言えば、広報誌の利用が有効ではないかと思う。

委員長

調停の進め方について、御意見はないか。

委員

よりよい解決のためには、当事者の意見を聞くのがよいと思うが、調停が終了後、当事者の意見を聞くようなことをやっているか。

説明者

誰でも自由に投稿できる「利用者の声」という箱を庁舎内に設置しているが、それ以外、調停終了後に意見を聞くようなことは特にやってはいない。

委員

調停委員の評価を行う制度はあるのか。

委員長

調停委員の任期更新の際には、現場の職員の意見を聞いている。また、日頃から調停委員の情報は入ってくるので、そのような情報を集めて任期を更新するかどうか審査している。

委員

千葉家裁の調停事件は増加傾向にあるのか、それとも減少傾向にあるのか。

委員長

平成15年をピークに、徐々に減少傾向にあるが、熟年離婚は増加している。

委員

裁判員制度については、裁判所は出張講義なども行っており、制度が浸透してきているが、団体から依頼すれば、家裁の制度についても出張講義を行ってくれるのか。

委員長

積極的に行うことを考えていきたい。

本日はこれで終了させていただき、本日いただいた御意見、御

提言を調停制度運営の参考としていきたい。

(4) 次回のテーマについて

委員長

次回の家庭裁判所委員会の意見交換テーマについて、御意見はあるか。

委員全員

なし

委員長

意見がなければ、次回は少年事件に関する話題をテーマとした
い。

以 上